

# 覚 書

札幌くらぶ（以下「甲」という。）と工藤和久（以下「乙」という。）は、札幌くらぶシンボルマーク（以下「シンボルマーク」という。）の著作権を甲へ譲渡することに関し合意するとともに、以下の条件を確認し、ここに覚書を交わした。

## 第1条（事業譲渡）

乙は、シンボルマークのデザインに関する著作権を甲に譲渡することに合意した。

## 第2条（譲渡条件）

- (1) 乙は、シンボルマークのデザインに関する著作権のすべてを甲に譲渡する。
- (2) 乙のシンボルマークのデザインに関する著作権の対価は無償とする。

## 第3条（譲渡の時期）

乙は、平成24年3月31日を目処に譲渡する。

## 第4条（データの提供）

乙は、甲がシンボルマークを使用するために必要なデータを、前条の期日の7日前に提供し、甲の確認を受けるものとする。

2 データの受け渡しは、CD-R等の電子媒体により行うものとする。

## 第5条（協議事項）

本書に規定のない事項や後発事項については、互いに協議したうえ決定する。また、甲及び乙は、相互に誠意をもって協議するよう努力する。

以上のとおり、甲と乙の間にシンボルマークの著作権譲渡に関する合意が成立した証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名捺印のうえ各1通を保有する。

平成24年3月31日

甲 札幌市中央区中島公園1-15  
札幌交響楽団事務局気付

**札幌くらぶ**

会長 上田 文雄 印

乙 青森県弘前市前坂箱崎18-2

工藤 和久 印